



金属労協政策レポート

No.29 2008.12.12

全日本金属産業労働組合協議会（金属労協／IMF-JC）
 〒103-0027 東京都中央区日本橋2-15-10 宝明治安田ビル4階
 TEL 03-3274-2461 FAX 03-3274-2476 URL <http://www.imf-jc.or.jp>
 編集兼発行人 若松 英幸

報告 12月5日、厚労省に緊急雇用要請 — 非正規労働者の雇用情勢の悪化に対する緊急要請 —

経済の急激な落ち込みのなか、非正規労働者のきわめて厳しい雇用情勢に対応するため、12月5日（金）、前田副議長（政策委員長）、若松事務局長が厚労省に赴き、緊急雇用要請を行いました。金属労協では2007年来、非正規労働者の支援策として、生活貸金や住居支援を伴った施策が必要であると主張、「住居のない不安定就労者等に対する安定的な雇用確保のための総合的支援」というかたちで結実しています。今回の要請では、その抜本的拡充を中心に、雇用保険の緊急対応、雇用維持に配慮した金融政策などを主張しました。

厚生労働大臣
 舩添要一 殿

2008年12月5日
 全日本金属産業労働組合協議会
 （金属労協／IMF-JC）
 議長 西原浩一郎

非正規労働者の雇用情勢の悪化に対する緊急要請

アメリカのサブプライム住宅ローン問題に端を発した世界の金融危機は、実体経済に対しても甚大な影響を与え、内外需は急激な落ち込みを見せ、わが国経済の基幹産業たるものづくり産業・金属産業は、生産の減少、収益の悪化に見舞われ、10月以降は、雇用調整が顕著となっています。

とりわけ、ものづくり現場で働く期間従業員、派遣労働者、請負労働者などの非正規労働者については、解雇、雇い止め、中途解除を受ける者が大幅に増加し、厚生労働省の調査では、現時点でも30,067人に達しています。離職によって収入が断たれるのはもちろん、事業主や派遣元が用意した寮に入っていた場合には、住居すら失うことになります。事業主や派遣元が、これまでの収益に貢献してきた非正規従業員のみなさんに報い、その生活の維持に役割を果たすことが社会的責任であると考えますが、行政としても、迅速に対応する必要があります。

金属労協は2007年来、高い就労意欲を持ち、安定した職に就くことを強く希望しているにもかかわらず

らず、経済的・時間的な余裕がなく、ハローワークに行くことができない日雇派遣労働者、短期雇用契約の請負で働いている者への支援策として、とくに生活資金支援や住居支援を伴った施策が必要であり、ジョブ・カード制度における生活資金融資制度や都道府県社会福祉協議会の生活福祉資金を活用すること、若年者トライアル雇用に住居支援を付加すること、などをお願いしてきました。

厚生労働省におかれましても、これに応え、「住居のない不安定就労者等に対する安定的な雇用確保のための総合的支援」を打ち出し、常用就職へ向けて就職活動を行うネットカフェなどで寝泊りする不安定就労者に対し、職業相談・紹介の強化、職業訓練期間中の生活費支援、民間住宅入居初期費用や就職資金の貸与、就職身元保証などを実施する方向となっています。

非正規労働者の雇用情勢が日に日に悪化するなかで、ネットカフェで寝泊りする不安定就労者、場合によっては、ネットカフェで寝泊りすることもできない失業者の増大が懸念されます。われわれは、厚生労働省として迅速にこうした状況を掌握し、「住居のない不安定就労者等に対する安定的な雇用確保のための総合的支援」を大規模に展開し、かつ、さらに利便性に優れたものとしていくことが必要であると考えます。

金属労協は、産別・企連・単組を通じ、労使協議のなかで非正規労働者を含めた雇用維持に努力していますが、政府においても、解雇、雇い止め、中途解除された非正規労働者の生活の底支えを図り、迅速な再就職を促すため、以下のような緊急雇用対策を実施するよう、ここに要請いたします。

記

1 「住居のない不安定就労者等に対する安定的な雇用確保のための総合的支援」の抜本的拡充

① 予算の大幅増額

解雇、雇い止め、中途解除により、ものづくり現場で働く期間従業員、派遣労働者、請負労働者の離職が大幅に拡大する状況を踏まえ、「住居のない不安定就労者等に対する安定的な雇用確保のための総合的支援」の2009年度予算を大幅に増額し、大量の離職者に対応できるようにすること。

② 全国展開

生活資金支援、住居支援については、全国各地で展開すること。

③ 要件の弾力化

生活資金支援、住居支援については、都道府県内の生活期間要件を弾力化すること。

また、元々の生活本拠地への鉄道切符の貸与制度を設けること。

④ 迅速な対応

生活資金支援、住居支援については、利用希望者の申請を受けてから、可能な限り迅速に対応すること。

⑤住宅の転貸制度

住居支援については、アパートを借り入れる際の初期費用など住宅資金を貸与するだけでなく、民間遊休アパートを借り上げ、迅速に、安価で提供できる仕組みを創設すること。

⑥若年者トライアル雇用、ジョブ・カード制度の活用促進

「住居のない不安定就労者等に対する安定的な雇用確保のための総合的支援」の一環として、若年者トライアル雇用、ジョブ・カード制度の活用促進に向けて、あらゆる手段を総動員すること。

⑦外国人労働者への対応強化

解雇、雇い止め、中途解除された外国人労働者についても、日本人と同等の生活支援、住居支援、再就職支援が行われるよう、対応を強化すること。

2 雇用保険の拡充**①臨時・緊急的な対応**

解雇、雇い止め、中途解除された非正規労働者に対して、雇用保険より、臨時・緊急的な給付を行うこと。

②資金確保

雇用保険料率の引き下げはとりやめ、雇用保険の国庫負担を増額すること。

3 雇用維持に配慮した金融政策

厚生労働省は金融当局に対して、雇用維持に配慮した金融政策を展開し、とりわけ中小企業の資金繰りの確保を図り、貸し渋り、貸し剥しを防止するための有効な施策を講ずるよう、求めていくこと。

4 グリーン分野における雇用創出**①農業における雇用創出**

わが国の農業経営を強化し、意欲と能力のある担い手の育成と雇用の創出を実現するため、営農の農業生産法人化・株式会社化を積極的に推進するとともに、一般企業による農地取得解禁を通じて株式会社の農業参入を促進していくこと。

②森林整備事業における雇用創出

森林整備事業において、安定的な雇用環境のもとで担い手を確保していくため、森林整備事業の集約化・法人化・株式会社化を通じて森林経営基盤を強化し、もって持続可能な森林吸収源対策を実現すること。

詳細内容

1. 「住居のない不安定就労者等に対する安定的な雇用確保のための総合的支援」の抜本的拡充

① 予算の大幅増額

「住居のない不安定就労者等に対する安定的な雇用確保のための総合的支援」については、2009年度予算において、7.1億円の概算要求がなされていますが、これはネットカフェなどで寝泊りしている人を5,400人と想定し、これに対応するために計上されたものです。2008年10月以降の非正規労働者の解雇、雇い止め、中途解除の激増に対応し、数万人規模の離職者に対応できるよう、大幅に増額する必要があります。

② 全国展開

「住居喪失不安定就労者サポートセンター」は現在、東京、大阪、愛知に設置されていますが、非正規労働者の解雇、雇い止め、中途解除は、日本全国のものづくり拠点で行われる状況となっているため、「住居のない不安定就労者等に対する安定的な雇用確保のための総合的支援」については、全国展開していくことが必要といえます。

③ 要件の弾力化

現在、東京都で実施されている、住居喪失不安定就労者に対する「生活サポート特別貸付事業」を利用するためには、都内での生活期間が直近6カ月以上必要とされています。元々の生活本拠地を離れて就労していた場合、本拠地に戻っても、サービスを受けるための生活期間要件を満たすことができないということになります。「住居のない不安定就労者等に対する安定的な雇用確保のための総合的支援」では、生活期間要件を弾力化し、元々の生活本拠地において、迅速にサービスが受けられるようにしていく必要があります。

なお非正規労働者が、事業主や派遣元の用意した寮に居住していたような場合には、元々の生活本拠地に帰るための交通費にもこと欠くといった状況も想定されます。希望者には、鉄道切符を貸与する制度を設けることも必要と考えます。

④ 迅速な対応

生活資金支援、住居支援については、本来、必要書類が提出された後の審査項目には限りがあるはずであり、可能な限り迅速に対応すべきです。

⑤ 住宅の転貸制度

民間には遊休アパートが相当数存在するものと考えられますが、たとえ不安定就労者が住宅資金貸与

を受けたとしても、家主が積極的に貸し出すかどうかは非常に疑問です。住宅資金貸与だけでなく、むしろ市町村と協力して民間遊休アパートを借り上げ、公営住宅の空き住戸とともに、対象者に安価に転貸するような仕組みを早急に整備することが必要です。

⑥若年者トライアル雇用、ジョブ・カード制度の活用促進

若年者トライアル雇用は、終了者の正社員移行率が高く、非正規労働者の正社員としての就労促進にきわめて重要な役割を果たしています。経済情勢の悪化とともに、企業の利用が落ち込むことも懸念されますので、ハローワークとして、積極的に利用拡大を推進すべきです。

ジョブ・カード制度については、正社員経験のない非正規労働者の正社員就労促進に大きな役割を果たすことが期待されます。しかしながら、2008年4月の開始以来、民間企業の利用はごくわずかに止まっていると指摘されています。制度の周知徹底、利用促進に全力をあげるとともに、民間企業から事情を聴取し、制度・運用の改善を進めるべきです。

2. 雇用保険の拡充

①臨時・緊急的な対応

雇用保険は本来、勤労者が全員加入しなくてはならないはずのものです。非正規労働者については、たとえば短時間就労者や登録型派遣労働者に対する雇用保険適用基準（1年以上の雇用見込みが必要）など、加入要件のハードルが高く、また加入要件を満たしていた場合でも、事業主が手続きを怠っていたり、雇用保険日雇労働被保険者手帳（日雇手帳）に雇用保険印紙を貼付しない事業主などが存在しています。失業等給付の受給要件も、雇用が不安定な非正規労働者にとっては非常に厳しいものといわざるをえません。当面の措置として、非正規労働者に対しては、受給要件を大幅に緩和するとともに、未加入の者に対しても、時限的に特別な給付を提供すべきです。

②資金確保

現下の経済情勢にあつて、今後の失業者の増大がきわめて憂慮されるようになってきました。失業等給付などの支払いの急増に対処できるようにしておくため、「生活対策」で打ち出された雇用保険料率の引き下げはとりやめるべきです。むしろ早めの対応として、雇用保険料率を原則1.95%まで引き上げておくことを考慮すべきです。また、相互扶助の観点に立って、失業者の生活を職に就いている者全体で支えていくため、公務員についても雇用保険を適用すべきです。

雇用保険における国庫負担の削減、廃止が議論されていますが、雇用保険は、国が行うべき最も根幹の事業です。現下の情勢において十分な給付を確保できるよう、国庫負担はむしろ増額すべきです。

3. 雇用維持に配慮した金融政策

アメリカの中央銀行であるFRBは、連邦準備制度法によって「連邦準備制度理事会と連邦公開市場委員会は、雇用の最大化、安定した一般物価および中庸な長期金利の達成を効率的に実現することを目的とし、我が国経済の成長の長期的な潜在能力に見合った通貨と与信の総計の長期的な増加を維持するものとする」と定められていますが、日銀法では雇用について触れていません。厚生労働省として金融当局に対し、雇用維持の観点からの金融政策の展開を積極的に働きかけていくことが必要と考えます。

4. グリーン分野における雇用創出

①農業における雇用創出

わが国にとって農業の強化は重要な課題であり、雇用の場としても大いに期待されますが、そのためには、まず経営基盤を強化することが不可欠です。

政府は、国内農業の経営基盤強化を進める上で重要な取り組みとして、営農経営の法人化や、一般企業などによる農業参入の促進（2010年度までに500法人）を掲げています。2008年9月1日現在、155市町村で320法人（株式会社170、特例有限会社85、NPOなど65）が参入していますが、農地権利取得は農地リース方式に限られているほか、参入農地面積は950ヘクタールと、農地全体面積（467万ヘクタール）のわずか0.0002%に過ぎません。農地取得解禁を通じて、株式会社の新規参入や経営規模の拡大を促進させ、安定的な雇用の場を創出していくことが重要です。

②森林整備事業における雇用創出

森林吸収源対策はわが国温暖化対策の重要な柱であり、間伐・植林による森林整備を着実に推進していかなくてはなりません。政府は毎年の予算編成における特別措置を通じて、補助金による民有林整備の実施や、深刻な高齢化や人手不足が進む林業での担い手育成事業を行っていますが、森林吸収源対策の目標達成に目途が立っていません。森林整備を着実に推進し、持続可能なものとしていくためには、単に補助金を支給するのではなく、森林整備事業の集約化・法人化・株式会社化の促進や、カーボンオフセット事業の普及促進などを通じて、国産間伐材の流出市場を活性化させ、ビジネスとして成立させていく環境整備が必要です。

以上